

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都豊島区南池袋三丁目14番11号中町ビル

氏名 太誠産業株式会社  
代表取締役 瀬戸 康肇

コピー不可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成29年 7月11日

許可の有効年月日 平成34年 7月10日

## 1 事業の範囲

- (1) 業の区分：中間処理  
(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類
- |        |                             |         |
|--------|-----------------------------|---------|
| ア 破碎   | ： 廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず | (以上2種類) |
| イ 圧縮   | ： 金属くず                      | (以上1種類) |
| イ 圧縮梱包 | ： 廃プラスチック類、紙くず              | (以上2種類) |
| ウ 溶融   | ： 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず         | (以上3種類) |
| エ 堆肥化  | ： 動植物性残さ                    | (以上1種類) |

## 2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおり）

- (1) 東京都足立区南花畑四丁目1番20号  
(2) 東京都江東区新砂三丁目10番18号  
(3) 東京都足立区入谷四丁目9番23号

## 3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする。  
(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。  
(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 9年 7月 11日 新規許可  
平成 29年 7月 11日 更新許可 第4回  
平成 30年 1月 4日 変更届 事業の用に供する施設(1)に破碎機、圧縮機の追加

## 5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面有り)



産廃エキスパート

認定番号：2-17-C0089

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



東京都

2 事業の用に供する施設

(1) 東京都足立区南花畑四丁目1番20号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	7.87t/日	-----	平成29年12月26日	-----	-----
圧 縮	金属くず	9.50t/日	-----	平成14年 6月19日	-----	-----
圧 縮	金属くず	9.50t/日	-----	平成29年12月26日	-----	-----
圧縮梱包	廃プラスチック類	13.4t/日	-----	平成28年10月 1日	-----	-----
溶 融	廃プラスチック類	-----	3.90t/日	平成16年 3月 8日	-----	-----
	紙くず	-----				
	繊維くず	-----				

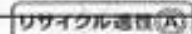
(2) 東京都江東区新砂三丁目10番18号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
堆肥化	動植物性残さ	6.05t/日	-----	平成19年 6月 1日	-----	-----

(3) 東京都足立区入谷四丁目9番23号

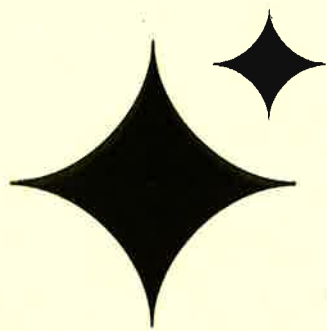
施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	1.60t/日	-----	平成24年12月11日	-----	-----
破 碎	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	5.76t/日	-----	平成24年12月11日	-----	-----
圧 縮	金属くず	4.4t/日	-----	平成24年12月11日	-----	-----
圧 縮	金属くず	4.4t/日	-----	平成24年12月11日	-----	-----
圧縮梱包	廃プラスチック類	13.4t/日	-----	平成24年12月11日	-----	-----
	紙くず	22.6t/日				
溶 融	廃プラスチック類	-----	3.90t/日	平成24年12月11日	-----	-----
	紙くず	-----				

(以下余白)



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

# 優良事業者認定証



## 産廃

コピー不可

## エキスパート

太誠産業株式会社

代表取締役 瀬戸 康肇

東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度実施要綱第8条第1項の規定に基づき、下記の評価基準に適合した産業廃棄物処理業者であることを認定する。

所在地：東京都豊島区南池袋三丁目14番11号中町ビル

認定：第1種評価基準適合業者

業の区分：中間処理業

認定番号：3-20-C0089

有効期間：2021年4月1日から2024年3月31日まで



東京都指定第三者評価機  
公益財団法人 東京都環境公  
社  
東京都墨田区江東橋四丁目26番5  
理事長 山 岸 徳

